

## インフルエンザの出席停止期間について

「学校において予防すべき感染症」に掛かった場合は、学校に登校することができません。お子様の休養と他のお子様への感染を予防するための措置（出席停止）になります。学校に登校する際は医師の許可を受け、保護者の方に記入していただく「登校許可届（＊）」の提出をお願いします。本校では、医師が記入する治癒証明書は不要です。

（＊）登校許可届は保健室にお問い合わせください。また、町田の丘学園ホームページからも印刷できます。

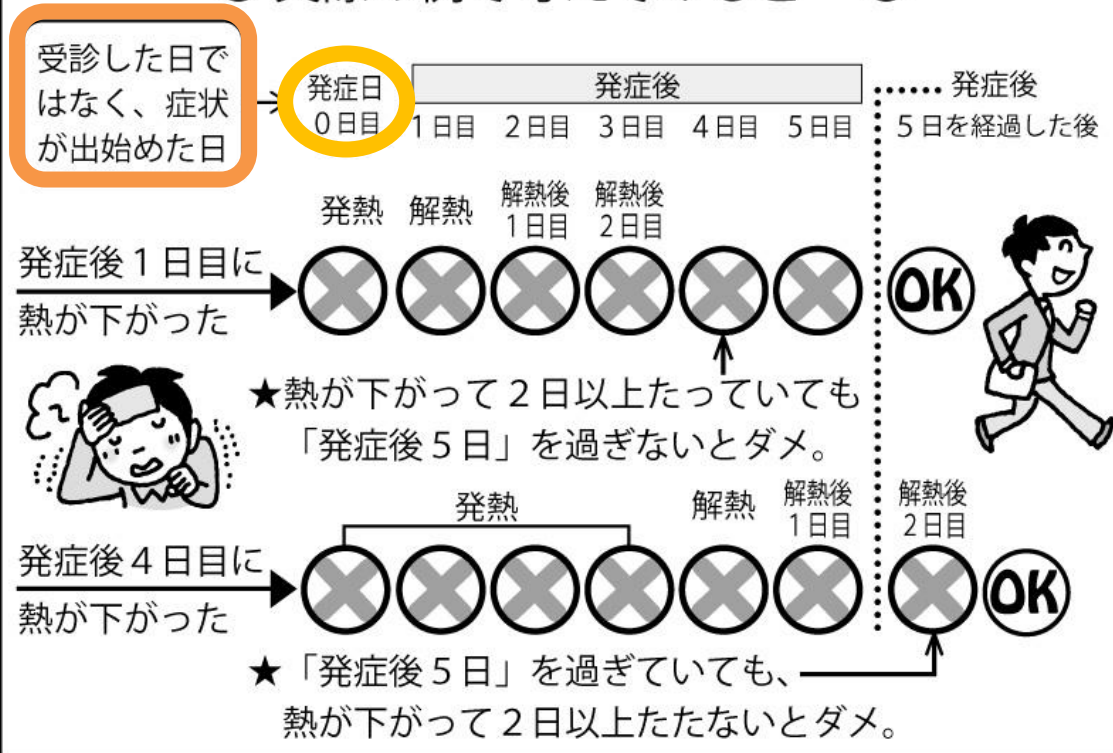
早わかり

### インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律<sup>\*</sup>で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、<sup>け</sup>解熱した後<sup>ねつ</sup>2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

#### ● 実際の例で考えてみると… ●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）